

政令第三十五号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十号）の施行に伴い、及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第八十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八十六条の三の」を「第八十六条の四の」に改め、同条の表の上欄中「含む。」の下に「第七百十四条の三」を加え、「並びに第七百三十一条第一項」に改め、「第三項第二号」の下に「並びに第七百三十五条の二第三項第二号」を加え、「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に改める。

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

理由

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、日本放送協会が発行する放送債券について規定の整備を行う必要があるからである。